

介護保険制度について

障害者が、介護保険サービスの対象者であるとき、障害福祉サービスとサービス内容が共通している介護保険サービスがある場合は、介護保険サービスを優先して利用することになります。介護保険サービスを利用するためには、あらかじめ要介護認定の申請をして、要介護または要支援の認定を受ける必要があります。

【窓 〇】各区福祉保健センター（裏表紙）

ア 介護保険サービスの対象者

	第1号被保険者	第2号被保険者
	65歳以上の方	40歳以上 65歳未満の医療保険加入者
対象者	介護が必要な状態になった方	加齢に伴う疾病（国が指定する下記16種類）により介護が必要な状態になった方 第2号被保険者が介護保険のサービスを利用できる特定疾病 ①がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。） ②関節リウマチ ③筋萎縮性側索硬化症 ④後縦靱帯骨化症 ⑤骨折を伴う骨粗鬆症 ⑥初老期における認知症（アルツハイマー病、脳血管性認知症等） ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（パーキンソン病関連疾患） ⑧脊髄小脳変性症 ⑨脊柱管狭窄症 ⑩早老症（ウェルナー症候群等） ⑪多系統萎縮症 ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ⑬脳血管疾患（脳出血、脳梗塞等） ⑭閉塞性動脈硬化症 ⑮慢性閉塞性肺疾患（肺気腫、慢性気管支炎等） ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

※なお、次の施設に入所している方は、当分の間介護保険サービスの対象者にはならず、従来どおり入所施設から介護サービスが提供されます。

- ①児童福祉法の医療型障害児入所施設（旧：重症心身障害児施設）
- ②児童福祉法の指定医療機関（医療型児童発達支援の指定病床）
- ③独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法の施設
- ④国立ハンセン病療養所等
- ⑤生活保護法の救護施設
- ⑥労働者災害補償保険法の被災労働者の介護の援護を行う施設
- ⑦障害者支援施設に知的障害者福祉法により入所する知的障害者
- ⑧指定障害者支援施設に障害者総合支援法の支給決定（生活介護および施設入所支援）により入所する身体障害者、知的障害者および精神障害者
- ⑨身体障害者福祉法による障害者支援施設（生活介護）に入所する身体障害者
- ⑩障害者総合支援法に基づく療養介護を行う病院に、療養介護による給付を受けて入院している方

イ 介護保険サービスの内容

居宅サービス	㊦ 訪問介護（ホームヘルプ） ㊥ 横浜市訪問介護相当サービス（ホームヘルプ）※ 1 ㊥ 横浜市訪問型生活援助サービス※ 1 ㊥ 横浜市訪問型短期予防サービス※ 1 ㊥㊦ 訪問入浴介護 ㊥㊦ 訪問看護 ㊥㊦ 訪問リハビリテーション ㊥㊦ 居宅療養管理指導 ㊦ 通所介護（定員 19 人以上のデイサービス） ㊥ 横浜市通所介護相当サービス（デイサービス）※ 1 ㊥㊦ 通所リハビリテーション（デイケア） ㊥㊦ 短期入所生活介護（特別養護老人ホームでのショートステイ） ㊥㊦ 短期入所療養介護（介護老人保健施設・介護医療院でのショートステイ） ㊥㊦ 特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム等） ㊥㊦ 福祉用具貸与 ※ 2 ㊥㊦ 特定福祉用具販売 ㊥㊦ 住宅改修
施設サービス	㊦ 介護老人福祉施設（定員 30 人以上の特別養護老人ホーム）※ 3 ㊦ 介護老人保健施設 ㊦ 介護医療院
地域密着型サービス	㊦ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ㊦ 夜間対応型訪問介護 ㊦ 地域密着型通所介護（定員 18 人以下のデイサービス） ㊥㊦ 認知症対応型通所介護（認知症デイサービス） ㊥㊦ 小規模多機能型居宅介護 ㊥㊦ 小規模多機能型居宅介護（短期利用） ㊥㊦ 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）※ 4 ㊥㊦ 認知症対応型共同生活介護（短期利用）※ 4 ㊦ 地域密着型特定施設入居者生活介護（定員 29 人以下の有料老人ホーム等） ㊦ 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用） ㊦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（定員 29 人以下の特別養護老人ホーム）※ 3 ㊦ 看護小規模多機能型居宅介護 ㊦ 看護小規模多機能型居宅介護（短期利用）
介護予防・生活支援サービス補助	㊥㊦ 横浜市訪問型支援 ※ 5 ㊥㊦ 横浜市通所型支援 ※ 5 ㊥㊦ 横浜市配食支援 ※ 5 ㊥㊦ 横浜市見守り支援 ※ 5

要支援の方は㊥のマーク、要介護の方は㊦のマークがついているサービスを利用できます。

※ 1 介護予防・日常生活支援総合事業のサービスです。事業対象者（要支援相当の方で、基本チェックリストにより事業の対象になった方）も利用できます。

※ 2 福祉用具貸与は、要介護度等によって、利用できる用具の種目が限定されます。

※ 3 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、原則、要介護 3 以上の方が対象の施設になります。

※ 4 認知症対応型共同生活介護は、要支援 1 の方は利用できません。

※ 5 住民主体のボランティア等が行う介護予防・日常生活支援総合事業のサービスです。事業対象者も利用できます。また、要支援又は事業対象者のときから継続して利用する要介護の方も利用できます。

ウ 介護保険サービスの利用者負担

介護保険サービスを受けたときは、原則として費用の1割（一定以上の所得がある場合は2割または3割）が自己負担となります。また、自己負担の合計が一定額を超えた場合の払戻し制度や収入・所得、資産などが一定の基準に該当する場合の助成及び負担軽減の制度があります。詳しくは窓口へお問い合わせください。

助 成 ・ 負 担 軽 減 事 業 名	窓 口
・ 高額介護サービス費等 ・ 高額医療合算介護サービス費等 ・ 介護サービス自己負担助成	各区福祉保健センター保険年金課
・ 施設サービス、短期入所サービスにかかる食費・部屋代の補足給付（介護保険負担限度額認定証）	
・ 社会福祉法人による利用者負担軽減 ・ ユニット型特別養護老人ホーム施設居住費助成	健康福祉局高齢施設課 【電話】 671-4901

※障害福祉サービスを併用している方であって合計の利用者負担額が37,200円を超える場合や、65歳に達する前の5年間に渡って特定の障害福祉サービスを受けていた方であって、所得状況、障害程度その他政令の定めに該当する方のうち、現在、特定の介護保険サービスを利用している場合は、「高額障害福祉サービス等給付費」の対象となります（22頁参照）。